

通関業の許可について

標記のことについて、下記のとおり通関業を許可したので通関業法第3条第4項の規定に基づき公告する。

記

1. 通関業者の名称及び住所

名 称	北部港運株式会社
住 所	沖縄県国頭郡今帰仁村字上運天 335 番地 10

2. 通関営業所の名称及び住所

名 称	北部港運株式会社 那覇営業所
住 所	沖縄県那覇市港町 1 丁目 16-10 那覇港新港ふ頭船客待合所内

3. 許可の条件 なし

4. 許可年月日 令和8年 3月 24日

令和8年 3月 24日

沖縄地区税関長 神谷 洋一